

# 令和7年度 桑名市防災啓発用データ作成等業務委託仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本業務は防災啓発の一環として市民が自らの確な避難行動をとるために必要な学習資料を作成することを目的とする。作成する学習資料は、「情報・学習編」として災害時に必要な知識の習得、「自助」「共助」の重要性の周知、市民の災害に対する意識の高揚並びにその対策を後押しするための啓発用資料として作成し、また「行動編」として「地震・津波」「風水害」と各災害に応じて作成することで市民が各災害時に適切な避難行動が取れるよう啓発するものを作成する。

### 第2条 (準拠する法令、基準等)

本業務は本仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づき実施すること。  
なお、参考とする各法令については業務着手時点の最新版を参照することとし、業務期間中に更新や改正等が発生した場合は確認のうえ、対応すること。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 津波防災地域づくりに関する法律および津波対策の推進に関する法律
- (7) 水害ハザードマップ作成の手引き (国土交通省)
- (8) 津波・高潮ハザードマップマニュアル (国土交通省)
- (9) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン (国土交通省)
- (10) 避難情報に関するガイドライン (内閣府)
- (11) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (内閣府)
- (12) 新たなステージに対応した防災・減災のあり方 (国土交通省)
- (13) 三重県地域防災計画
- (14) 桑名市地域防災計画
- (15) 桑名市契約諸規則
- (16) 桑名市個人情報保護条例及び諸規則
- (17) その他関係法令等

### 第3条 (業務対象範囲)

本業務の対象範囲は、桑名市全域とする。

### 第4条 (作業準備)

本業務の実施にあたり、受注者は以下の書類を速やかに発注者に提出し、その承認を得ること。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 着手届及び業務主任担当者
- (2) 管理技術者及び担当技術者届
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務工程表
- (5) その他発注者が必要とする書類

## 第5条 (業務体制・配置)

受注者は本業務を実施するにあたり、以下の業務体制を構築すること。

### (1) 管理技術者

管理技術者は防災に関する知識等を熟知した防災士の資格を有し、かつ知識を活かし、他自治体において災害に関する「情報・学習」に関する啓発冊子等（データのみも含む）を作成した実績がある者としてすること。なお、他自治体での実績については、桑名市で想定される災害（地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、液状化、内水）を最低限作成したことがある者とし、構成した内容全体の監修を行うことができる者としてすること。

資格確認については、業務着手時にその資格を証明する登録証の写しを発注者に提出すること。実績については、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、液状化、内水の各現象を証明できる書類（仕様書、業務計画書など）を提出すること。

### (2) 担当技術者

啓発用資料の作成等においては自助、共助、公助等の観点による検討及び各災害に応じた行動等に関する記述をする必要があるため、担当技術者については、防災士の資格をもち、かつ平成28年以降に発注されたハザードマップの作成・改定業務の実績を1件以上（受注形態：元請単独）有する技術者を1名以上配置し、業務着手時にその資格を証明する登録証の写しや実績を証明できる書類を発注者に提出すること。

### (3) 照査技術者

照査技術者は、各工程段階の必要な検討に対して適切な根拠のもとに適正な結果となっているか、第三者の視点でチェックする。照査技術者は管理技術者と兼ねることはできない。

## 第6条 (工程管理)

受注者は本業務の実施にあたり、適切な工程管理を行うとともに、適宜、発注者に作業進捗状況を報告するとともに、報告にかかる内容についてはその都度、記録簿を作成し、発注者に提出すること。

## 第7条 (貸与資料)

発注者から貸与される資料等については、受注者はその重要性を十分認識したうえで、破損、紛失等のないよう慎重に取り扱い、使用後は速やかに発注者に返却すること。

## 第8条 (公的資格)

受注者は適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか以下に示す資格を取得し、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを発注者に提出すること。

- (1) ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (2) ISO9001 (品質管理システム)
- (3) JISQ15001 (プライバシーマーク)

## 第9条 (損害賠償)

受注者は本業務実施中に、発注者及び第三者に与えた損害は、受注者の責任において必要な措置を講じるとともに、速やかに発注者にその状況を報告すること。また、損害賠償

等が生じた場合は、受注者において一切の処理を行うこと。

#### 第10条 (瑕疵担保)

受注者は本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うこと。

#### 第11条 (守秘義務)

受注者は、業務上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。

## 第2章 業務内容

#### 第12条 (業務内容)

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 記載事項の検討及び作成
- (4) 記載事項に応じた桑名市独自のイラストの検討及び作成
- (5) 防災マップ活用に向けた課題等の整理
- (6) 打合せ協議等記録簿及び業務報告書の作成と提出

#### 第13条 (計画準備)

受注者は本業務の作業計画を立案するとともに、業務実施計画書及び業務工程表を作成し、発注者に提出のうえ、内容について承認を得ること。

#### 第14条 (資料収集整理)

受注者は本仕様書別紙に記載の貸与資料を確認し、貸与資料に付随する資料、その他必要となる資料について収集し、整理すること。

なお、資料収集において必要がある場合、資料借用の手続き及び資料受領については受注者が行うものとする。また、受注者は貸与された資料についてその重要性を十分に認識し、取り扱い及び保管を厳重に行うこと。

本業務の契約期間内において、発注者からの貸与資料に追加・更新資料があった場合は、本業務の成果に反映すること。

#### 第15条 (記載内容の検討及び作成)

受注者は、発注者が作成した資料をもとに、2条に記載の準拠法令等、発注者が貸与した資料、受注者が収集した資料等を参考として、よりわかりやすい記載内容となるよう作成すること。また、各資料に記載された文章をイラスト化するなど、わかりやすい紙面、レイアウト構成等となるよう、項目ごとに整理し、素案を作成したうえで発注者に提案、協議したうえで掲載する内容を決定すること。

なお、以下の事項を主として記載内容を検討し、作成すること。

##### (1) 基本条件の検討

素案を作成する上で、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害、液状化、内水に関する以下の検討を行うこと。

① 各現象の特性や素案作成上の基本情報の整理

現地調査及び既往資料調査により、各現象の特性や桑名市において想定される特徴の他、シミュレーション条件（例えば洪水は、洪水浸水想定区域の降雨量など）、洪水であれば警戒レベルに対する河川の水位情報（堤防計画高水位や氾濫危険水位等に対する観測所の情報）、市内・近隣の過去の災害事例などを整理すること。

② 冊子構成の問題点の整理

読みたい、読む価値があると市民が感じたり、幅広い世代が防災の知識を深めることのできる情報を掲載する上での問題点を整理すること。

③ 素案作成方針の整理

各現象の特性や冊子構成の問題点などを踏まえ、素案作成に向けた方針を整理すること。また、避難行動について、想定されるケース（例えば洪水なら浸水深の違い、避難者の違い）ごとに行動をイメージ化した資料を作成すること。

(2) 啓発冊子原案の内容及びレイアウト構成

「情報・学習編」「行動編」それぞれに応じた構成となるよう整理すること。  
なお、啓発冊子の原稿はA4サイズで作成し、表紙、目次、内容頁（おおよそ40頁）、裏表紙とするが、内容や構成等により変更となった場合は発注者と受注者で協議のうえ、発注者の指示に従うこと。また、行動編については「地震・津波編」と「風水害編」で区別し、フロー図等を使用するなど、避難行動がわかりやすく理解できるように工夫した構成とすること。

(3) 記載する情報の色調

イラスト等を用いる（イラストについては、A4サイズ1頁につき20個程度（写真、模式図含）を想定）など、視覚的に分かりやすい頁構成にするとともに、ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウト、書体を使用すること。

(4) 最新災害事例及び国・県が公表した情報に基づく情報面の紙面構成

最新の災害事例から、避難に関する課題や記載方針を検討し整理すること。直近で発生した「令和6年1月能登半島地震」や「令和6年9月能登半島豪雨」など最新の災害の知見に基づいた防災に関する情報面を踏まえた紙面となるよう検討し、構成すること。また、契約期間中に国や県において新たに各災害における被害想定等を指定、公表した中で、桑名市が指定範囲に属する場合は、当該指定、公表された事項も踏まえること。

(5) ハザードマップのレイアウト構成案を作成

啓発冊子と作成予定のハザードマップが統一したレイアウトとなるよう、ハザードマップの外枠のレイアウト案を作成すること。

第16条 （記載事項に応じた桑名市独自のイラストの検討及び作成）

受注者は15条の記載事項で検討した内容等に応じたイラストを検討、作成するとともに、冊子全体をとおして統一感のあるレイアウトとなるよう構成すること。なお、イラストの検討にあたり、他市町等のイラストを使用せず、桑名市独自のイラストを検討し作成すること。

なお、イラストについては「情報・学習編」「行動編」とともにA4サイズ1頁につき20個程度（写真、模式図含）を想定し、視覚的に理解できるように構成すること。ただし、イラストの個数については、発注者の判断による場合はこの限りではない。

また、イラスト作成にあたり、3種類以上の紙面サンプルを発注者に提出し、選定されたイラストやデザインイメージ、書体をもってレイアウト作業を進めること。

なお、選定されるまでは再度検討、作成し再提出を繰り返すこととする。

#### 第17条 (防災マップ活用に向けた課題等の整理)

##### (1) ハザードマップに対する技術的課題等の整理

各現象のハザード情報をマップに表示する際の留意点や技術的課題と対応方針案を検討し、整理すること。

##### (2) 最新技術を活用した防災マップの活用検討

冊子のハザード情報や啓発情報の活用方法、また最新技術を活用した防災マップに関する活用方法、課題、展望について検討し、整理すること。

#### 第18条 (打合せ協議等記録簿及び業務報告書の作成と提出)

打合せ協議は、業務着手時、中間成果報告時3回及び成果品納入時の計5回を標準として行い、発注者又は受注者が作業の進捗状況、作業手法等に関することで必要と認めた場合は、適宜、打合せ協議を実施すること。なお、受注者は打合せの都度、打合せの協議内容等を記載した記録簿を作成(任意書式)し、発注者へ提出すること。

また、業務が完了した場合は、本業務の実施過程や経過などが明確に記載された業務報告書を作成し、発注者へ提出すること。

### 第3章 成果品

#### 第19条 (成果品)

本業務の成果品は以下のとおりとする。

##### (1) 業務報告書 紙媒体1部及び電子データ

##### (2) 啓発用冊子原案データ (Ai形式、PDF形式、PNG形式、ホームページ用データ)

データの改変、加工その他データの修正が容易となる形で納品を行うこと。

Aiデータについては各レイヤー分け、アウトラインあり、アウトラインなしの両方を納めることとする。

#### 第20条 (成果品の帰属)

本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、複製又は第三者に譲渡、貸与してはならない。

2 成果品のうち、本業務で作成されたデータ類の著作権は、発注者に属する。

#### 第21条 (完了検査)

受注者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を概ね1ヶ月以内に提出し、受注者の立会いのうえ、発注者の検査を受けるものとする。また、成果品について発注者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって業務の完了とする。

第 22 条 （委託料の支払い）

本業務の委託料については、精算払いとする。

第 23 条 （納期及び成果品納品場所）

本業務の納期及び成果品の納品場所は以下のとおりとする。

- （1）納 期 令和 8 年 3 月 23 日（月）
- （2）納品場所 桑名市役所 防災・危機管理課

第 24 条 （疑義）

本業務の実施にあたり、本仕様書、業務内容その他明示のない事項等に疑義が生じた場合はその都度、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従い誠意をもって対応すること。

以上

## 別紙（貸与資料）

- (1) 高潮浸水想定区域図データ及び関連資料
- (2) 木曾川、長良川、揖斐川洪水浸水想定区域データ及び関連資料
- (3) 員弁川、多度川、肱江川、新田川、三砂川、流石川、沢北川、大山田川、新堀川、嘉例川、藤川、三弧子川、養老川、山除・長除川、長島川ほかの浸水想定データ及び関連資料
- (4) 津波災害警戒区域データ及び関連資料
- (5) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域データ
- (6) ため池氾濫区域データ及び関連資料
- (7) 桑名市既存ハザードマップ（本編及び追加版）  
（地震・津波・高潮・洪水・土砂災害・液状化危険度、ため池）
- (8) 桑名市内水浸水想定区域データ及び関連資料
- (9) 浸水実績資料
- (10) 三重県地域防災計画
- (11) 桑名市地域防災計画及び桑名市水防計画
  - ①桑名市都市計画基本図データ（作業時に最新のもの）
  - ②オルソフォト（作業時に最新のもの）
  - ③小学校区データ
  - ④過去水害データ
  - ⑤緊急輸送道路データ
  - ⑥避難施設データ
- (12) その他、ハザードマップ等に記載すべき情報